

次世代エネルギーパークPR動画制作業務委託仕様書

1 業務の目的

次世代エネルギーパークは、2030年のゼロカーボン社会にむけた温室効果ガス削減のため、今後エネルギー供給の柱となる、再生可能エネルギーを実際に見て触れることにより、日本の環境・エネルギー問題への理解を深めるために見学の受入を行う施設である。

本業務では、次世代エネルギーパークのPR動画を制作することにより、県民の再生可能エネルギーへの理解・関心をさらに深め、自分事としてゼロカーボンアクションにつなげることを目的とする。

2 業務の名称

次世代エネルギーパークPR動画制作業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託業務の内容

以下の要領に沿って、PR動画の制作（企画、デザイン、撮影、編集等）を行うこと。

（1）次世代エネルギーパークについて

小学生から高齢者まで幅広い層の県民が、次世代エネルギーに実際に見て触れることを通じて、日本の環境・エネルギー問題への理解を促すために見学受入を行う施設であり、令和6年4月現在、県内で31施設が登録されている。（施設の詳細については、別紙のとおり）

（2）動画の規格・構成

① 規格

- ・次世代エネルギーパークのPR動画（3分～5分程度）を3本制作すること。
- ・制作したPR動画をSNS等の広報で活用することができるよう、ダイジェスト版（15～30秒程度）を制作すること。

② 構成

現段階の構成（案）は以下のとおりとし、作成すること。（ただし、変更の提案を妨げるものではない。）

【基礎的事項】

- ・宮崎県の「太陽と緑の恵み」による環境と、再生可能エネルギーとの調和を表現することにより、エネルギー問題を難しいものではなく、身近なものとして感じさせる工夫をすること。
- ・再生可能エネルギーと調和した生活や産業を紹介すること。
- ・子どもや大人が親しみやすい、ストーリー仕立てとすること。
- ・次世代エネルギーパーク施設の発電メカニズムに関する解説を含めること。
- ・動画を見た人物が次世代エネルギーパークについて理解を深めるとともに、見学したいと思えるような構成とすること。

【構成案】

ア 導入（3本とも共通）

次世代エネルギーの概要（次世代エネルギーについて、次世代エネルギーの必要性・重要性）

県内の次世代エネルギーパークの位置

- イ 選定した各施設の紹介（選定した施設ごとに制作）
 - どのような仕組みで発電しているのか
 - 見学する際の見どころ紹介（見学する際に注目したい点や近辺にある関連施設とあわせて見学コースの紹介など）
 - 施設担当者へのインタビュー など
- ウ 見学の問合せ先（3本とも共通）

③ 動画の制作

- ・令和6年度に制作するPR動画の対象施設は、水力発電、バイオガス発電、温度差熱発電に係る施設とする。（撮影する施設の選定は、県と受託者が協議の上決定する。）ただし、テーマや演出上の理由がある場合はこの限りではない。
- ・制作する動画の内容については、撮影の前に県と十分な協議を行った上で決定する。
- ・データ等については、必要に応じて県から提供するものとする。なお、必要に応じてデザイン、加工すること。
- ・現地での取材・撮影は受託者が行うこととする。
- ・対象施設での撮影や施設担当者等の出演に係る手配は、県と受託者が協議の上実施する。
- ・映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行うこと。
- ・撮影・編集にあたっては、ドローンを活用するなど、次世代エネルギーパークの魅力が伝わるような撮影や映像作成を行うこと。
- ・人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合は、受託者の負担とする。
- ・必要に応じて、県や各市町村の所有する動画素材の使用も可とする。ただし、使用する場合は県及び各市町村と協議を行うこと。
- ・動画について、県が今後PRを行っていく上で参考となるような具体的な活用方法があれば提案すること。

5 制作スケジュール

- ・打合せ 令和6年7月
- ・撮影、編集 令和6年8月～10月
- ・完成・納品 令和6年11月

6 成果品

(1) 成果品及び納品媒体等

- ① DVDプレーヤーで再生可能な形式でPR動画を納めたDVD-ROM等（1枚）
- ② SNS等でアップロード可能な形式（MPEG-4など）でPR動画を納めたCD-R等（1枚）
- ③ 委託業務により使用したイラスト、写真、動画等の素材を記録したCD-R等（1枚）
- ④ 業務完了報告書（紙媒体1部）

(2) 納品期限

上記(1)①、②については、令和6年12月27日（金）

上記(1)③、④については、令和7年2月28日（金）

(3) 納品場所

県が指定する場所

7 経費等

委託経費には、PR動画の作成に係る打合せ、企画・デザイン、対象施設への取材・撮影、編

集等全ての経費を含む。

8 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を仕様する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者が協議の上処理することとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

10 問い合わせ先

宮崎県環境森林部環境森林課 環境政策・脱炭素推進担当

TEL : 0985-26-7084 FAX : 0985-26-7311

E-Mail : kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp